

明治期における新潟開港場 —運上所設立と外国人商人のビジネス—

権田 益美

(関東学院大学 キリスト教と文化研究所)

1. はじめに

安政5(1858年)には、米・英・蘭・仏・露の国々との条約、通称「安政の五ヶ国条約」が締結され、箱館・神奈川(横浜)・兵庫(神戸)・長崎・新潟が開港地として選ばれた。新潟港は、日本海側の拠点として注目された。しかしながら、その後の外国船の調査により、新潟港の水深が浅いこと、冬場は天候が厳しく船舶の運航が難しいことなどが判明した⁽¹⁾。幕府側も、新潟港が幕領内であることを懸念し、代替港を前提に調査にあたった。

文久元(1861)年12月には、文久使節団がヨーロッパ条約国に派遣され、新潟開港延期の交渉が行われた。「ロンドン覚書」「パリ覚書」の調印により、慶応3年12月7日(1868年1月1日)まで延期されることになった。実際には、慶応4年5月から8月まで新潟が北越戊辰戦争の戦場となったことから、開港は再度延期された。

本稿では、まず新潟における北越戊辰戦争とスネル(Schnell)兄弟のかかわりについて言及する。兄ヘンリー・スネル(Henry Schnell)は奥羽越列藩同盟軍軍事顧問、弟エドワード・スネル(Edward Schnell)は武器商人として新潟入りした。滞在期間は短期ではあるが、戦時下においてこの兄弟の果たした役割は大きい。彼らが担った役割については、外務省調査部編『大日本外交文書』を介して論述する。

北越戊辰戦争では、新政府が参戦し勝利した。新政府の決定により、明治元年11月19日(1869年1月1日)に新潟は開港した。開港後の明治2(1869)年5月には灯台が、そして、同年10月には運上所の設立をみた。開港とともに外国人商人が新潟町を中心に居住した。明治初期の彼ら外国人の新潟港におけるビジネスの動向については、ドイツ商人A. R. ウェーバー(Arthur Richard Weber)の著作を参考にして言及する⁽²⁾。

2. スネル兄弟—横浜での職歴

幕末期、スネル兄弟は、横浜居留地に在住した。スネル兄弟の父母はヘッセン選帝侯国(Kuhessen, 後にプロイセンに併合)の出身であり、父はオランダ軍に入隊という経歴を持つ。横浜にて、兄ヘンリーは、駐日プロシア領事館の書記官ないし通訳官を務め、弟エドワードは駐日スイス領事館の書記生・書記官の職に就いた。スネル兄弟はドイツ語とオランダ語を流暢に話すバイリンガルであった⁽³⁾。エドワードは横浜にてスイス総領事を務めるブレワンワイド(Casper Brennwald)の日記にたびたび登場する。ブレンワルドは、生糸を扱い、ガス事業にも参画したシーベル&ブレワルド社(Siber&Brennwald. Co)を経営した。その日記ではエドワードが武器を幕府側に売り込もうとした記述も見られる⁽⁴⁾。

3. 戊辰戦争の勃発—新潟港におけるスネル兄弟の役割

慶応4(1868)年1月には、鳥羽・伏見で戊辰戦争が勃発した。幕府が諸外国と約束した慶応4年3月9日の新潟開港はかなわなかった。期限を過ぎた5月18日、新政府は条約国に開港延期を通知した。開港延期の通知を受けた国々は、イギリスを除いて、戊辰戦争を内乱と捉え、新政府の通知を受け入れなかった。特に、イタリア、プロシアにいたっては、この新潟から自国に向けての貿易を開始した。

ヘンリーは北越戊辰戦争が始まると平松武兵衛と名乗り、奥羽越列藩同盟軍に軍事顧問として参加した。慶応4年5月末に新潟に到着、新潟海岸に砲台を建設した。エドワードは長岡藩家老河井継之助の委嘱を受け、横浜より蒸気船に多数の武器を積み込み5月12日に新潟港に来航した。彼は勝楽寺に住居し、片原通(現東堀通)小川屋喜兵衛宅(通称ヤマキ)にて西洋雑貨店を始めた。そして、その雑貨商を介して奥羽越列藩同盟軍に武器弾薬を売り込んだ。7月29日、新政府軍が新潟町を占領すると、エドワードは新潟を去った。

ヤマキの倉庫には、多数の武器弾薬、雑貨が備蓄されており、新政府軍はこれらを戦利品とした。明治5(1872)年、横浜弁理公使ハアンドルフウーヘン(Van Der Hoeven)より、新政府が没収した品に対する損害賠償の要請が、明治政府に提出された⁽⁵⁾。この訴訟に応じた形で、明治6年、明治政府はエドワードに対しメキシコドルで4万ドルの賠償金を支払った⁽⁶⁾。

4. 新潟運上所の建設—新潟運上所規則第13条の制定

明治新政府は明治元年11月10日に、明治元年11月19日(西暦1869年1月1日)をもって新潟を開港すると諸外国に通告した。この通告に応じてイギリスは領事を新潟に派遣した。

税関業務を担う運上所庁舎が信濃川河口の川縁りの葭生地を埋め立てて新築された。この運上所の建設には、慶応3(1867)年10月に駐日英国公使パークス(Harry Smith Parkes)が提案し、幕府側がそのパークスの提案に対して整理した八條(新潟開港場規則)が参考にされた。倉庫・上屋・繫船場の建設もその八條に基づくものである。

明治2年5月には、運上所竣工に先立ち、新潟運上所規則第13条が制定された。これにより、運上所の職務内容も明確となった。運上所は同年10月に完成、敷地には荷揚げ用の石の階段、保税倉庫の石倉も設けられた。

5. 新潟開港後の外国人—ウェーバー・ライスナー(Weber, Leysner&Co.)商会を中心に

開港後、横浜や神戸と比べ新潟在住の外国人は、少数にとどまった。新潟には居留地は設けられず、新潟町に外国人が雑居することとなった。新潟における外国人と日本人との間の土地建物の貸借については、新政府がまずその契約の内容を審査し、認可を与える方式をとった。新潟在住外国人の主な職種については、政府や県に雇用された教師・技術者・医師・

キリスト教宣教師があげられる。

1868年、ハンブルグ出身の商人のウェーバー(A. R. Weber)は長崎・横浜を経て新規市場を求め新潟を目指した。ライスナー(Carl Emil Adolph Leysner)は1869年北ドイツ連邦領事として新潟に赴任した。両者はウェーバー・ライスナー商会(Weber, Leysner & Co.)を営することとなる。ウェーバーは、その著書『商人服と領事帽⁽⁷⁾』の中で、新潟におけるビジネスについて詳しく述べている。

当時の主な新潟からの輸出品は、米、茶、生糸、輸入品は、砂糖、木綿、菜種油、鉄等であった。ウェーバーはビジネスを円滑にするために日本語習得に努めた。その熱意が新潟商人にも認めれ、地元取引先も増えた。ウェーバーは、幕末に横浜居留地にあるクニフラー商会(L. Kniffler & Co.)で培った実務経験を生かし、新潟の外国人商社から横浜の外国人商社への取引代行や斡旋を行った。先に述べたとおり、新潟港はその地形から当時大型船の航行にはあまり適していなかった。そのため、多くの輸出品は横浜港で外洋船に積み替えられ海外に輸出された。この商会にとって、横浜外国人商社との連携は重要であった。

明治9(1876)年ウェーバーは日本を離れ母国に帰国した。ライスナーの新潟滞在は約13年間に及んだ。明治15(1882)年、ライスナーが離日すると領事館も閉鎖となった。

6. まとめ

本稿では、まず戊辰戦争下のスネル兄弟の新潟における武器売り込みについて取り上げた。奥羽越列藩同盟からの依頼を受け、新潟が北越戊辰戦争の戦場となるその時に、弟エドワードがすぐ武器を調達できた背景には、横浜居留地での数多くのビジネス経験がある。先に紹介したブレンワルドの日記には、名のある武士や役人の名前が多数登場する。エドワードはブレンワルドを通して、当時の幕府に関する情報を持ち、日本の状況を把握した上で、ビジネスチャンスを掴んでいったと思われる。

明治元年11月19日(西暦1869年1月1日)新潟は開港される。開港直後の新潟は、北越戊辰戦争後の混乱が続いていた。明治2年10月、新潟運上所の完成により、海外との貿易受け入れ体制も整いつつあった。ウェーバー・ライスナー商会は、新潟の特産品を活用し、米、茶、生糸を輸出した。横浜外国人商社と連携して横浜港を利用した点も効率的といえる。

スネル兄弟の商売とウェーバー・ライスナー商会、そのビジネスの形態は大きく違っても、横浜居留地での実績が、新潟でも生かされているところに共通点を見た。

(注)

(1)新潟県編『新潟県史 資料編12 近世七 幕末編』、1984年、399頁。

(2)ペーター・ヤノハ・青柳正俊著、青柳編訳『新潟居留ドイツ商人 ウェーバーの生涯』考古堂、2014年参照。

(3)福岡万里子「戊辰戦争に関与したシュネル兄弟の「国籍」問題—ヴィルト・カワラ氏収集オランダ所在史料から」(箱石大編『戊辰戦争の史科学』所収) 勉誠出版、2013年、131-132頁。福岡はシュネルと表記しているが本稿ではスネルとする。ハインリヒとの表記を本

稿では、ヘンリー、エドゥアルトと表記をエドワード、ブレンヴァルトとの表記をブレンワルドとする。

(4)横浜市ふるさと歴史財団・ブレンワルド日記研究会編『スイス使節団が見た幕末の日本—ブレンワルド日記 1862-1867』、勉誠出版、2020年、383-384頁。

(5)外務省調査部編纂『大日本外交文書 第五卷』1939年、575-578頁、二八六文書「新潟ニテ「スネル」ノ蒙リタル損害賠償方要請の件」による。

(6)外務省調査部編纂『大日本外交文書 第六卷』1939年、473-474頁、二〇四文書「和蘭人「スネル」ニ四萬ドル惠與ニテ同人ヨリノ請求廢棄セシメ度儀ノ申出ハ同人ニテモ承諾セルニ付金子受取ノ爲出頭スヘキ旨回答ノ件」による。

(7)前掲書(10)74頁には、スネルとの出会いについての記述がある。シュヌルと表記されているが本稿ではスネルとする。